

京都市告示第 306 号

平成 24 年 10 月 5 日京都市告示第 267 号（公営住宅法施行令第 2 条第 1 項第 4 号に規定する数値の決定等）の一部を平成 25 年 10 月 1 日から次のように改めます。

平成 25 年 9 月 26 日

京都市長 門川 大作

「

鈴塚市営住宅	第 8 棟	103 号, 104 号, 204 号 及び 303 号	0.9392
		その他	0.7892

」

を

「

鈴塚市営住宅	第 8 棟	103 号, 104 号, 204 号, 303 号及び 503 号	0.9392
		その他	0.7892

」

に改めます。

(都市計画局住宅室住宅管理課)